

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊奄美駐屯地  
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4S8N18000030	4SXS1AZ0001 0001		
品名 または 件名			
航空燃料及び給油器材保管役務			
部品番号 または 規格			
仕様書の通り			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
奄美空港		現地	
搬入場所		納期または工期	
現地		令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）	

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年3月27日（水）10時30分 会計隊 多目的室（B庁舎2F）

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

## (1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和4・5・6年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

## (2) 公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>) 、奄美駐屯地、奄美大島商工会議所

## (3) 落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 違約金に関する事項

- ア 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

- ア 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。
- イ 適用する契約条項  
「役務請負契約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項」  
「暴力団排除に関する特約条項」

(8) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和6年3月26日（火）17時00分までに到着したものと有効とする。郵送後、令和6年3月26日（火）17時00分までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日については、別途連絡する。
- ウ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- エ 資格審査結果通知書の写しを令和6年3月26日（火）17時00分までに提出すること。
- オ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- カ 第7項（8）ウ・オの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

(9) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地

TEL 0997-54-1060

FAX 0997-54-1066

第443会計隊 契約班 担当：岩尾 内線：354

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	防衛大臣承認 年月日
航空燃料及び給油器材保管役務	作成 令和6年3月7日
	変更 年月日
	作成部隊等名 奄美駐屯地業務隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、奄美駐屯地業務隊（以下、“業務隊”という。）の実施する奄美空港における航空燃料及び給油器材の委託保管について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

### 危険物取扱者

消防法に基づく危険物を取扱い、またその立会いに必要な日本の国家資格を有する者。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的な要求事項

この役務は、消防法に適合し、市町村長等の許可を受けた施設で実施するものとし、保管の責任者は、保管する燃料を取り扱う資格を有する危険物取扱者とする。

### 2.2 役務実施場所

役務実施場所は、奄美空港<sup>a)</sup>とする。

注<sup>a)</sup> 〒894-0504

鹿児島県奄美市笠利町大字和野字長浜金久374番4

### 2.3 役務内容

役務内容は、表1による。

### 2.4 役務作業の中止

契約の相手方は、官側の指示を受けた場合は、ただちに役務作業を中止するものとする。

表1-役務内容

項目	役務内容	
	燃料の保管	給油器材の保管
場所	奄美空港内屋内貯蔵所	施設内の屋内とする。
数量	20 KL~4 KL	表3による。
容器	ドラム缶	—
保管	要領	一段立積
	点検	表4による点検を毎日実施
	報告	表4によるほか、異常を発見した場合は速やかに官側へ通知するものとする。
	返品	官側より指示があった場合、自衛隊又はその委託した業者へ引き渡すものとする。
	品質検査	充填日より起算して6月を経過しようとする燃料に関し、1缶につき官側より指示があつた数量を抜きとり、試料缶に收め、回収にきた官側に引き渡すものとする。

### 3 品質保証

検査は、仕様書に定める提出書類の内容により実施する。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2-提出書類

項目	数量	提出時期	提出先
受領書	ドラム及び燃料	2部	業務隊
	給油器材	2部	
返品書	2部	返納時現品に添付	業務隊
保管点検簿（表4）	1部／月	毎月終了後速やかに。	業務隊
<b>注記</b> 陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266-49 電話 0997-541060 (内線324) 担当：重永			

#### 4.2 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品（電気及び水を含む）は、契約の相手方が準備するものとする。

#### 4.3 保全

保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約の履行にあたり、直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、官側の保管物品等を無許可で撮影してはならない。

#### 4.4 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとし、必要によって官側の指示を受けるものとする。

#### 4.5 その他

その他は、次による。

a) この役務に際し、官側の器材等に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

b) 作業の日時等は、官側との調整によるものとする。

#### 4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表3-給油器材数量等

品名	S R F ポンプ	物品番号	F Q Q 0 1 0 0 0 0 1 6 5 0	
構成品名	規格		数量	重量(kg)
ポンプ	650 mm × 450 mm × 850 mm		1台	60
附属品	吸込管、ストレーナ付、2本つなぎ		1本	6
	吸込ホース、2B、口径38 mm、3 m		1個	
	ノズル、ストレーナ付、口径38 mm		1本	13
	給油ホース、2B、口径38 mm、8 m		1本	
予備部品	コアレッサーマイクロフィルターエレメント		1個	—
収納箱(附属品収納用)	800 mm × 750 mm × 330 mm		1個	15
附属工具	スパナ		2個	5
	モンキーレンチ		1個	
	ドライバー		2個	
	木ハンマー		1個	
	六角棒スパナ		3個	
	工具収納箱 (450 mm × 180 mm × 150 mm)		1個	

## 表4—保管点検簿

月分保管等点検簿（航空燃料及び給油器材）

(契約の相手方名)

## 1 点検項目

日曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
航 空 燃 料	保管施設の施錠は確実 漏洩缶はないか。 封印切れはないか。 保管数量に以上はない か																														
給 油 器 材	ポンプ本体、給油ホース、ノズル工具等に異常はないか。 (数量、亀裂、漏洩等) 給油開始前、ろ過器下部にある水抜きコックを開放し水抜きは実施したか、 その他異常はないか、																														
点検者	印																														
所長確認	印																														

## 2 月末在庫点検

品名	前月末 在庫数量	受入数量	給油数量	試料 その 他	月在庫数量	月末在庫数量ロット別内訳